

平成 2 9 年

南部町議会第 2 回定例会会議録

平成 2 9 年 6 月 6 日 開会

平成 2 9 年 6 月 9 日 閉会

山 梨 県 南 部 町 議 会

平成 2 9 年

南部町議会第 2 回定例会会議録

6 月 6 日

平成29年第2回南部町議会定例会（第1日目）

議事日程（第1号）

平成29年6月6日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ

2. 開会・開議

3. 日程報告

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 会期の決定

日 程 第 3 諸報告

日 程 第 4 提出議題の報告

日 程 第 5 議案の上程・説明

報告第 5号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

報告第 6号 繰越明許費繰越計算書について（指定居宅サービス特別会計）

議案第31号 南部町工場立地法地域準則条例の制定について

議案第32号 南部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 南部町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第1号）

議案第35号 平成29年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）

諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について

日 程 第 6 提出議案に対する質疑・採決（先議3件）

報告第 5号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

報告第 6号 繰越明許費繰越計算書について（指定居宅サービス特別会計）

諮問第 2号 人権擁護委員の推薦について

日 程 第 7 一般質問

4. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番	高橋茂広	2番	若林良一
3番	望月光彦	4番	小泉昇一
6番	市川 強	7番	遠藤光宣
8番	仲亀佳定	9番	森田 守
10番	堀之内可和	11番	望月藤一
12番	望月將名		

5. 欠席議員（1名）

5番 若林 一 明

6. 会議録署名議員

8番 仲 亀 佳 定 9番 森 田 守

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（26名）

町	長	佐野和広	教 育 長	渡辺拓雄
代表監査委員		若林泰文	会計管理者 (兼) 出納室長	古屋秀樹
総務課長		望月哲也	財政課長	青木 司
企画課長		望月一弥	税務課長	望月一希
交通防災課長		稲葉芳幸	子育て支援課長	近藤 勝
福祉保健課長 (兼) 地域包括支援センター所長		遠藤良彦	住民課長	四條理恵
産業振興課長(併) 農業委員会事務局長		木内一哉	建設課長	若林邦治
水道環境課長		小池治男	環境センター所長	新井 稔
健康管理センター所長		望月 浩	デイサービスセンター所長	佐野 勝
アルファセンター所長		滝 基成	学校教育課長 (兼) 学校給食共同調理場所長	市川 隆
生涯学習課長(兼)公民館長・文化館長 兼 アレガディアスポーツセンター所長		梶原 猛	財政課課長補佐	佐野彰紀
交通防災課課長補佐		佐野武人	福祉保健課課長補佐	渡辺 基
産業振興課課長補佐		望月一臣	水道環境課課長補佐	青木正和

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議 会 事 務 局 長 小 倉 弘 規

開会 午前 9時30分

○議長（望月將名君）

皆さん、おはようございます。

平成29年第2回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

先月10日、隣国である韓国では、朴槿恵前大統領の罷免に伴う大統領選挙が実施され、革新系の最大政党「共に民主党」の文在寅氏が第19代大統領に就任し、1カ月になろうとしています。革新系政権が誕生したのは9年ぶりです。対日強硬政策をとっていた盧武鉉元大統領の秘書室長など、最側近として仕えていた経歴もあり、今後の日韓関係は、これまでどおりといえないことは必至です。

大衆主義による我が国の経済への影響と、度重なる弾道ミサイルの発射といった、国際社会の警告を無視して暴挙を繰り返す北朝鮮への制裁措置など、両国が厳しい姿勢で共同歩調をとるべき対北朝鮮政策ですが、文大統領は融和的な政策を掲げていますので、日本の安全保障にどう影響を及ぼすのか、我々、地方議会も注視してまいりたいと思います。

また、静岡県知事選挙が明後日8日に告示、25日には投開票が実施されます。県境の町であることから、これまで静岡県知事とは、国道469号線、新々富士川橋、中部横断自動車道と基盤整備促進に、強い信頼関係の中で連携を図ってまいりました。こちらの、静岡県知事選挙の動向にも注目してまいりたいと思います。

さて、本定例会も地球温暖化防止と節電に取り組むため、本会議等での上着、ネクタイの着用は自由といたしますのでご了承ください。

議員各位におかれましては、公私ともにご多忙のところ、第2回定例会へご参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

また、過日の臨時議会ならびに新任議員研修会、自治功労者表彰と町村議会議員研修会へのご参加、大変ご苦労さまでした。

それでは、今期定例会も円滑なる議会運営に格段のご協力を重ねてお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

ただいまから、平成29年南部町議会第2回定例会を開会いたします。

本日、5番、若林一明議員より、会議規則第2条の規定により、欠席の届けが提出されておりますので報告いたします。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、平成29年南部町議会第2回定例会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（望月將名君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、8番 仲亀佳定議員および9番 森田守議員の両名を指名いたします。

○議長（望月將名君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月16日までの11日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月16日までの11日間とすることに決定いたしました。

○議長（望月將名君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の教育長および監査委員に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長からお手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情等についてであります。本定例会に付する請願、陳情等はありません。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成28年度会計の平成29年2月、3月、4月分、平成29年度会計の平成29年4月分に関する現金出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配布しておきましたのでご承知願います。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（望月將名君）

日程第4 提出議題の報告ですが、お手元に配布してありますので、提出議題の朗読を省略させていただきます。

○議長（望月將名君）

日程第5 報告第5号 繰越明許費繰越計算書について（平成28年度南部町一般会計予算）
報告第6号 繰越明許費繰越計算書について（平成28年度南部町指定居宅サービス特別会計予算）

議案第31号 南部町工場立地法地域準則条例の制定について

議案第32号 南部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 南部町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第1号）

議案第35号 平成29年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）

諮問第2号 南部町人権擁護委員の推薦について

以上、8件について、会議規則第37条の規定により、一括して議題といたします。

町長から行政報告とあわせて、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、平成29年第2回定例会開催にあたり、提出いたしました案件の説明に先立ちまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

本日、南部町議会第2回定例会を開催しましたところ、何かとご多忙のところ、多数の議員の皆さまの出席を賜り、議会が開催されますことに心から感謝申し上げます。

さて、今年度の主要事業であり、南部町の活性化の起爆剤となります交流促進施設「道の駅なんぶ(仮称)」の工事契約が臨時会のご議決をいただき、締結され、いよいよ着工となります。

中部横断自動車道の開通が遅れることは気になりますが、この施設がさらなる南部町の発展につながるように本事業を進めてまいります。

また、富士見台分譲地の販売、万沢ふれあいセンターのオープン、ドラッグストアの開店のほか各区での教育懇談会の開始など、本年度事業を着々と進めているところです。

それでは、3月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

3月14日、議員の皆さまとともに、木質バイオマスガス化発電事業について、事業者より説明を受けました。いくつかの課題もありますが、それをクリアし、林業・木材産業の振興や再生可能エネルギーの地産地消などのため、ぜひとも事業展開できればと考えております。

3月15日、地域の雇用の安定と向上を図ることを目的に、山梨労働局と南部町雇用対策協定を締結いたしました。

3月16日、テレビにも多く出演し、防災アドバイザーとしてご活躍の山村武彦氏を講師に招き、「大規模災害に備えて～熊本地震から学ぶ防災対策～」と題した防災講演会が文化ホールで開催されました。生き残る訓練、安全ゾーンの確保、自分の命は自分で、弱い者は周りが助けるということを訴えられました。町としても、町民に周知していきたいと思えます。

3月19日、中部横断自動車道の六郷・増穂間、約9.3キロメートルが整備され、望月議長とともに開通式典に出席しました。本町区間の開通は2年延長となりましたが、着々とそれを見据えたまちづくりを進めてまいります。

3月21日、平成6年度から進められた国道469号山宮バイパスが完成し、開通式に招待され出席してまいりました。

3月24日、住民の異変、道路の異常、不法投棄などを発見した場合、町へ情報提供していただけるよう、峡南郵便局および町内の4郵便局と地域における協力に関する協定を締結いたしました。

4月3日、望月議長にも出席をいただき、職員に人事異動の発令を行い、今年度の事業推進等について職員に訓示を行いました。

また、同日、南部町消防団の任命式を行い、本町の防災・防火・防犯等についてご協力をお願いいたしました。

4月4日には各保育所入園式において17名の園児が、6日の町内4校の小学校の入学式においては43名の児童が、また、7日の中学校の入学式においては55名の生徒が、それぞれ入園・入学しました。年々子どもたちが減少していますが、明るく健やかに育ち、学力向上が図られますよう教育環境を整備してまいります。

4月6日、国中地区町長会が発足し、地区内の情報共有や連携を図ることを確認しました。

4月14日、町長室において、行政相談員として3期6年間ご活躍いただきました山本泰廣氏に、行政評価事務所より感謝状が贈呈されました。

4月16日、第30回たけのこまつりが開催されました。たけのこは、今までにない不作でしたが、我が町特産のたけのこの評判が良く、直売所には旬の味を求めて朝早くから並んでいました。今後も、良質なたけのこの生産とブランド化を推進するための支援をしてまいります。

4月19日、国道469号早期全線開通のため、国土交通省と財務省へ要望活動を行いました。

4月24日、市町村長市町村議会議長会議が開催され、望月議長と出席し、山梨県より人口減少対策、国民健康保険制度改革、子どもの貧困対策などの主要施策の説明を受けました。

4月27日、28日の両日、各課の課長と面談を行い、今年度事業の確認や取り組みについて指示を行いました。

5月1日、3月議会で同意をいただきました芦澤和彦氏に、教育委員の任命書を交付いたしました。

5月8日、町村長会議が開催され、役員改選が行われ、6月より町村会長に小林鳴沢村長が、副会長に小林西桂町長が、筆頭副会長に私が選任されました。従来の副会長が4名から2名に減となったため、各種団体への役職就任が増えたところですが、町政と調整を図ってまいりたいと思っております。

5月18日、なんぶいきいき大学の講師に招かれ、今年度のまちづくり事業などについて講演をさせていただきました。

5月19日、富士市で国道469号建設促進期成同盟会通常総会が開催され、遠藤総務建設常任委員長と出席しました。席上、4月19日に国土交通省と財務省に要望活動を行った報告をするとともに、早期実現に向けてさらなる関係団体との連携強化を図ってまいります。

5月21日、アルカディア南部総合公園で開催されたJAのお茶まつりに参加しました。本年度は、気候の関係で茶葉の生育が遅れ、生産量も減となりましたが、今後も、たけのこと同様に、本町の特産品として支援していきたいと思っております。

5月23日と24日に、関東町村長を対象としたトップセミナーが東京で開催され、災害対策や地方創生への取り組みなどについて研修を受けてまいりました。また、出席町村長の何人かとまちづくりについての情報交換も行いました。

5月30日、新々富士川橋建設促進期成同盟会総会が富士市内で開催され、望月議長とともに出席しました。本年度は、昨年度の繰越事業となっています松野川の橋台と中間部の橋脚2基の工事が予定され、平成30年代中期を供用目標とし、着々と事業が進んでいるとの報告を受けました。

5月31日、5回目のチャレンジデーに参加しました。各個人や仲間との参加のほか、ウォーキング・体力測定の実施、マレットゴルフやリズム体操など、さまざまなスポーツに取り組んでいただきました。結果は南部町が65.2%、秋田県五城目町68.2%で敗れはしましたが、目標の60%を超え、昨年度より参加率も9.3%増えました。今後も、町民に日常の運動を推進し、健康長寿の向上を目指していきます。

6月5日、県の主要施策にもなっております子どもの貧困対策推進のため、私も含めた各市町村長、労働局、社会福祉協議会、PTA代表などが出席し、やまなし子どもの貧困対策推進協議会が発足しました。今後は、この協議会が核となり、関係者の情報共有や連携により、地域の実情に即した施策の推進を図ることが確認されました。

以上で、行政報告を終わります。

それでは、本定例会にご提案させていただきました議案につきまして、その提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の議案集にありますように、本定例会への提出議案は、報告2件、条例の制定案が1件、

条例の一部改正案が2件、補正予算案が2件、諮問が1件、合計8件であります。

議案集をご用意ください。

はじめに、議案集1ページ、報告第5号および議案集3ページ、報告第6号の繰越明許費繰越計算書につきましては、去る3月議会において繰越明許費の議決をいただいております、一般会計3件、指定居宅サービス特別会計1件について、記載のとおり繰越明許費の額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

続いて、議案集5ページ、議案第31号 南部町工場立地法地域準則条例の制定についてですが、第6次地方分権一括法が平成28年5月20日公布され、工場立地法については平成29年4月1日に施行され、地域準則の制定権限および関連事務の処理権限が都道府県から町村に対して移譲されたことに伴い、本条例を制定する必要が生じたためであります。

続いて、議案集8ページ、議案第32号 南部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律が平成29年5月30日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

続いて、議案集11ページ、議案第33号 南部町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が平成29年5月30日に施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

続いて、議案第34号および議案第35号の補正予算2件であります。

まず、別冊の平成29年度南部町一般会計予算書の1ページをご覧ください。

議案第34号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第1号）であります。補助事業の決定により、予算化が必要な事業や緊急性の高い事業に絞って補正予算案を編成したところであります。

内容につきましては、中山間地域総合整備事業などに関わる経費の補正をお願いするものであります。

歳入歳出予算の総額から、それぞれ807万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を54億6,007万8千円とするものであります。

次に、別冊の平成29年度南部町特別会計予算書の1ページをご覧ください。

議案第35号 平成29年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、介護保険法の改正に伴うシステム改修費などの増額と、それに伴う一般会計からの繰入金の補正であり、歳入歳出それぞれ167万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億1,262万8千円とするものであります。

次に、議案集14ページ、諮問第2号 人権擁護委員の推薦についてであります。

人権擁護委員を法務大臣に推薦するには、議会にお諮りし、候補者を決定することになっております。委員の任期は3年間で、南部町には5名の委員がおられます。このたび、人権擁護委員を務められている南部町南部9175番地1、田村哲子さん、昭和24年1月20日生まれの任期が、9月30日で満了となります。

つきましては、田村さんは適任でありますので、引き続いて3期目の人権擁護委員を務めていただきたく、提案をさせていただいた次第であります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては担当課長より説明させますのでご審議をいただき、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（望月將名君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

まず、報告第5号および報告第6号の繰越明許費繰越計算書ならびに議案第34号および議案第35号の補正予算について、青木財政課長。

○財政課長（青木司君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月將名君）

次に、議案第31号について、望月企画課長。

○企画課長（望月一弥君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月將名君）

次に、議案第32号および議案第33号について、望月総務課長。

○総務課長（望月哲也君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月將名君）

日程第6 ただいま議題となっております案件のうち、報告第5号および報告第6号の繰越明許費繰越計算書について、諮問第2号 人権擁護委員の推薦についての3件については、町長から本日、先議されたい旨の申し出がありました。

よって、本日、先議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第5号および報告第6号の繰越明許費繰越計算書について、諮問第2号 人権擁護委員の推薦についての3件については、本日、先議することに決定いたしました。

議案集1ページをお開きください。

報告第5号 繰越明許費繰越計算書（平成28年度南部町一般会計予算）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和議員）

まず、総務管理費の関係でありますがお試し住宅ということで繰り越しがされたわけですが、前々から町内業者の参入について、かなり議論されておりますが、私が考えるには、指名願いや入札願いか、そういったものの定義というものがあまして、そういったものを出していない場合には、入札参加ができないという話を聞いておりますが、町内で木造住宅ということを知っておりますので、町内業者の参入は可能かどうか、そんな点について伺いたいと思います。

○議長（望月將名君）

青木財政課長。

○財政課長（青木司君）

それでは、堀之内議員のご質問にお答えいたします。

まず、町内業者の入札参加でございますが、町が発注します工事や業務を行う契約・入札につきましては、入札参加資格を申請したうえで南部町の資格者名簿に登載されている、それが第1の条件でございますので、この名簿に登載されていない業者につきましては、入札に参加することはできません。

しかし、これまでも町が発注工事におきましては、町内の業者ができる工事は町内で発注するという観点から町内業者の育成振興に配慮してきました。

また、もう1点でございますが、3月議会において南部町中小企業・小規模企業振興基本条例が制定されました。そのこともありまして、今年度から建設工事の請負契約の約款に、町内業者を下請負人として選定するように1条を加えたところでございます。

落札しました業者に対しては、企画課あるいは財政課から町内業者の下請けの使用を強く求めていく考えでございます。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

10番、堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和議員）

7款の土木費であります。すでに入札は終了して工事を実施中、7月には完成というお話を聞きましたが、この入札状況といいますか、参加が何社、入札回数、予定価格、落札率について伺います。

○議長（望月將名君）

青木財政課長。

○財政課長（青木司君）

それでは、堀之内議員のご質問にお答えいたします。

橋りょう整備事業の2、400万円につきましては、徳間橋ほか1橋耐震補強補修工事として、3月28日に指名競争入札で執行いたしました。

まず、ご質問の指名業者でございますが、株式会社佐野組、株式会社峽南組、光栄建設株式会社、株式会社勝村組、株式会社イナバ、有限会社富沢土建でございます。

続いて、入札回数は1回であります。

予定価格は2,222万円、落札価格は2,180万円、落札率は98.1%でございます。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号 繰越明許費繰越計算書（平成28年度南部町一般会計予算）についての報告を終了いたします。

次に、議案集 3 ページ、報告第 6 号 繰越明許費繰越計算書（平成 28 年度南部町指定居宅サービス特別会計予算）についてを議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第 6 号 繰越明許費繰越計算書（平成 28 年度南部町指定居宅サービス特別会計予算）についての報告を終了いたします。

次に、議案集 14 ページ、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

本案は人事案件でありますので、質疑・討論を省略して、ただちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して、ただちに採決に入ることに決定いたしました。

本案は原案のとおり、適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、諮問第 2 号については、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

○議長（望月將名君）

日程第 7 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の 1 つの質問事項ごとに質問と回答を終了し、次の質問事項に進む一問一答方式です。

1 人の一般質問の持ち時間は、質問と回答の時間を含め 40 分間です。

また、同一の質問事項についての再質問は、従前のとおり 2 回までですのでよろしくお願いいたします。

なお、残り時間は、前方の右壁に表示されますので十分ご注意ください。

時間が経過した場合は、議長が一般質問を打ち切りますので申し添えます。

最初に、1 番、高橋茂広議員の質問を許します。

1 番、高橋茂広議員。

○1 番議員（高橋茂広君）

質問の内容としましては、人口減少対策としての雇用の創出についてであります。

南部町の人口は、平成 27 年の国勢調査では 8,067 人となり、平成 22 年の 9,011 人から 5 年間で 944 人減少しています。

そして、日本創成会議によると、2040 年には 4,057 人にまで減少して、消滅可能性市町村に分類されると予測されています。

人口減少の原因として、自然減と社会減の 2 つの要因が考えられます。

特に、社会減の要因としては子どもたちが県外へ進学し、そのまま都市部に就職すること。また、町内に就職したくても就職先がなく、町外や近隣県に就職しても通勤に時間がかかる等、不便なためにやむなく転出してしまう。

このようなことが人口減少に拍車をかけていると考えます。

第2次南部町総合計画の町民意識の動向アンケートでは、町民が大変不満あるいは不満と感じている割合が高い項目は「就業機会」が55.9%と一番高く、一方、南部町を活性化し、魅力を高めていくために必要なこととしては、「企業誘致による雇用機会がある町」が49.6%と約半数の方がこの町で仕事・雇用の場をつくってほしいと思っています。

全国的に人口減少が社会問題になっている中で、各自治体が人口減少を抑制するためにさまざまな施策を行っています。

本町でも人口減少対策として、若者定住化促進、子育て支援のための集合住宅の建設、住宅地の分譲、空き家対策と移住政策の推進を行い、若者定住のための受け入れ態勢は整いつつありますが、やはり肝心なのが仕事。雇用の場をつくり、町民にも町外から来られる方々にも、安心して南部町に住んでもらえるような環境がつくられれば、人口減少を食い止める特効薬としての効果が期待できると思います。

そこで、人口減少対策としての雇用の創出について質問いたします。

まず、企業誘致についてですが、平成26年6月に中野地内の土地を民間企業から企業誘致用地として購入し、この6月で3年になりますが、昨年度、周辺道路の拡幅工事が終わり、7メートル幅の広い道路となりました。

また、仮置き土の撤去・整地も9月には全て完了するとのことで、中部横断自動車道の全線開通は平成32年4月ごろと2年ほど遅れますが、企業の誘致には支障がないと思います。

すでに土地を購入して3年が経ちますが、現在、どのような状況なのか、土地は売却するのか、賃貸にするのか、いつまでにどのようにして、どのような企業を誘致するのかという具体的な方向性や計画を伺いたい。

また、情報通信技術の発達によって、地方にいても企業が事業展開を行える環境が整っています。IT系ベンチャー企業のサテライトオフィスやSOHOの誘致を図り、地域の雇用の確保や移住による人口の増加に成功している自治体もあります。

富士川町でも、サテライトオフィスの企業誘致を始めましたが、南部町でもこれらの企業の誘致を積極的に進めていくのか、進めていくのであればどのような方策で行うのか、今後の見通しを伺いたい。

最後に、若者に魅力ある仕事を、この南部町で創出するための企業支援についてですが、あるNPOが起業について全国10万人にアンケートを行った結果、男女を含めて約30%の人が「田舎に行って生業を持ちたい」と答え、そのうちの4割が女性起業家だったそうです。

このような現状を起業に対する盛り上がりと捉え、具体的に起業を促し、それを支援する仕組みが今あるのか。

以上、町長の考えを伺います。

○議長（望月将名君）

高橋茂広議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、高橋議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、「中野地内企業誘致の土地に対する具体的な方向性と計画は」のご質問であります

が、現在、町では中野地内の誘致場所を県と一体となり、企業立地重点促進区域、いわゆる土地利用調整がすでに済んでいる区域として、山梨県企業立地ガイドへの掲載や、企業誘致セミナーPR事業等へ県とともに参加し、概要等について推進をしてきたところであります。

また、企業に対する支援制度として、固定資産税の課税免除に関する条例の制定や、山梨県ならびに南部町における補助金交付要綱を定めるなど、税制や補助金の優遇措置を整備したところであります。

企業誘致で期待する効果は、地域経済の活性化と雇用機会の確保、税収の確保、この3点は密接につながっております。

しかし、県や自治体が補助金等の優遇措置で多額の投資をして誘致した企業が、経済状況のあおりを受け、数年で撤退してしまう傾向が最近よく見られます。

事前に企業の数年後における経営状況を正確に予測することは非常に困難でありますので、例えば操業期間の義務付けなどの制約を設けることも考え方としてはありますが、制約を厳しくすると企業側の関心をあおれず誘致できない可能性もありますので、創業のための許可条件をクリアするために必要となる設備投資のコスト負担軽減等が重要となるケースもあるので、許可条件クリアのための打開策を共同で行うことも重要であると思っております。

さて、具体的な方向性や企業誘致先の状況についてというご質問ですが、当初は、雇用増が見込める製造業をターゲットに誘致先を模索しておりましたが、昨今の経済状況や従業員の確保、土地の広さの問題など越えなければならない要件が重なり、まだ具体的な企業先は決まっておられません。

しかし、これまでも数件の問い合わせがあり、中には現地案内をした企業もありますので、中部横断自動車道の開通を見越した企業からの引き合いは、これからも間違いなくあると思っております。

町内では唯一と言ってよい立地条件の土地ですので、世の中の動向を見極めながら、引き続き企業誘致に向けての動きは行っておりまいます。

2点目の「IT系ベンチャー企業のサテライトオフィスやSOHOの誘致を図り、地域雇用の確保や移住による人口増加対策への考え方として進めていくのか、その見通しを伺いたい」とのご質問であります。サテライトオフィスやSOHOの誘致は、ともに小規模な事業所や事務所単位として誘致を行っていくものでありますが、近年、特にIT企業を中心に新たな労働として、本社とのやり取りが頻繁なために、地域居住の振興や移住にもつながっていくなど、企業側も企業誘致よりハードルが低いことが魅力であり、将来的には事業所の設置や本格的な移転や雇用の創出にもつながり、複数誘致することにより、定住化や人口対策にもつながる戦略のひとつではあります。

サテライトオフィス整備モデル事業の要件は、市町村自治体の空き家バンクへの登録物件で、取得および長期借上げた空き家の改修、無線LANの整備等が対象事業となり、オフィス開設までのコスト労力は大きいものになります。

また、超高速ブロードバンド、情報通信基盤の光通信網化の整備、周辺景観等を考慮したうえで期限付きのレンタルオフィスとしてIT企業等に誘致していくことになるので、自治体は誘致導入による事前の効果測定等を行い、誘致企業の社内管理体制の見通しをしっかりと打ち出しておくことが重要だろうと思います。

現状では、本町の空き家バンク登録件数は4件ですが、空き家バンク登録が少ない理由とし

て、「家財具を残したままになっている」、「所有者の相続問題が解決できていない」、「家族の歴史など思い入れがある」、「盆や正月の里帰りに利用したい」等が挙げられます。

なお、今年度末には、地方創生拠点整備事業として進める富士・峰地内に、定住化促進工事としてお試し住宅を建設いたしますが、移住・定住化のための住宅の完成に合わせ、完成後は体験入居を促進させ、その動向を見ていきたいと思っております。

止まらない地方衰退傾向の中にあって、成すべき対策は無数と言っても過言ではなく、今後、地方創生促進対策については、事業優先順位を踏まえながら考えていきたいと思っております。

3点目の「若者に対し、具体的に起業・生業支援を促す仕組みが構築されているのか」のご質問であります。現在、南部町では創業支援事業計画を立て、平成28年4月から平成31年3月の期間で国からの認定を受け、南部町内で新たに創業しようとする事業者を対象に、町が南部町商工会、町内経営革新等認定支援機関、公益財団法人やまなし産業支援機構をはじめ、株式会社日本政策金融公庫や他の関係機関と連携を図り、その支援を行いながら創業を促しております。

創業支援事業計画では、南部町商工会において創業塾を開催し、基礎から実践的な内容まで、創業に必要な知識を短期間で習得できることを目指しております。

また、創業塾終了後もワンストップ創業窓口を設け、事業計画策定のためのアドバイスやブラッシュアップ、必要となる各種申請や届け出等、あらゆる相談をワンストップにおいて対応しております。

昨年度の創業塾受講生は4名、男性3名、女性1名おりますが、まだ創業には至っておりません。なお、今年度も創業塾を開催する予定であります。

以上です。

○議長（望月将名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

1番、高橋茂広議員。

○1番議員（高橋茂広君）

今、町長から答弁をいただきましたが、まず企業誘致についてですが、なかなかいつまでにとっても難しい話だと思いますが、具体的な目標を持って進んでいただかないと、もう購入してから3年、5年、10年と、あっという間に過ぎてしまうと思います。これは、町民が非常に期待している事業ですので、やはり目標を持ってやっていただきたいと思います。

本町の基盤産業は何かということを調べてみました。総務省の経済センサスから、地域産業雇用のチャートで雇用力だけを調べてみたのですが、平成21年から26年までで雇用を支えているのは、プラスチック製品製造業と化学工業です。大体、会社の名前は分かると思いますが、そういう企業が主に町の雇用を支えていたということになります。

そして、平成21年ですと、小売業、社会保険とか福祉・介護事業、総合工事業も雇用が高かったのですが、人口減少とともに雇用力が落ちてきたということで、現在はプラスチック製品と化学工業の製造業に頼っているという状態にあります。

そこで、これからの製造業はちょっと無理という話でしたが、新たな産業を誘致して基盤産業とする必要があるとは思っています。

それで、私の考えですが、この南部町に合った産業を考えるということで、やはり本町はス

ギ・ヒノキですね。山林が資源ということになっていますので、そういう資源を広く使えるような会社ということで、スギ・ヒノキの木材を加工して販売するような会社を誘致していただくと、それによりペレットとかチップ、木質バイオマスへ広がっていき、森林資源が循環する仕組みができてCO₂削減とか、低炭素で環境に優しいまちづくりができるかと思います。

南部町の資源は、スギ・ヒノキの山林です。これを生かした産業を推進して、産業の核としてはどうでしょうかということで、町長の考えを伺いたいと思います。

それと、企業支援についてですが、商工会で創業塾とかやっていることは知っていますが、参加する方が少ないという話を聞きます。

50万円という助成金があり、中小企業診断士が来て、4回のコースで1回3時間行うということですが、確かに経営から財務を教えてくれるということで勉強にはなりますが、そのあとの支援が政策金融公庫とかがあるかとは思いますが、南部町独自のそういう支援というものも必要ではないかと思います。

大都市から遠い地方の自治体は企業誘致をあきらめて、今、起業に切り替えているところが多いと思います。

これからは人の誘致の時代になると、私は考えています。大都市の企業の社員を誘致して、南部町で起業してもらうような仕組みをつくっていただけると、起業や移住によって人口が増えますし、地元の人が起業すれば人口流出も止まるという効果が期待できると思います。

そこで、南部町起業誘致支援条例というものをつくっていただいて、起業に対する町からの支援をしていただきたいと思います。

それに対して、町長はどう考えているかということを伺いたいと思います。

最後に、起業とは違いますが、町民の雇用確保についてですが、特に、会社を定年退職された方は、仕事を求めてシルバー人材センターに登録しますが、なかなか仕事がないということを言われまして、退会してしまう方が大勢いると聞いています。

そこで調べてみたのですが、町長も特別会員理事ということで名前が載っています。資料によると、南部町は19人が退会しているということで、合計で70名ほど入っているかと思いますが、その中で町別の契約の金額というものがあります。町長もご存じかと思いますが、他の町と比べると、桁が1桁違っています。70名の方がいて、この金額では、なかなか仕事が回ってこないということが本当に分かる気がします。

以前、新聞に、「甲府のシルバー人材センター、空き家を管理」という記事が出ていました。やはり南部町もシルバー人材センターと提携して、その地域のニーズに適合した福祉関係の事業をすとか、もっとたくさんの仕事を出していただいて、契約をしていただきたいと思います。町長の考えを伺いたいと思います。

○議長（望月將名君）

高橋茂広議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

多岐にわたる質問ですから、どう答えていいかということ迷うところですが、いろいろご提案がございました。

私がいつも思っているのは、そういったご提案をどんどん言ってほしいなと。そして、その

案をもとに、いろいろな課がありますから協議し、いい案であれば次の機会にそれをまた立案して、この議会にかけていければいいなと思っております。大いにいい意見だと思っています。

先ほど言いましたけれども、製造業ということでターゲットを絞っていくつかにあたりましたが、なかなか今の日本の現状を見ますと、大都市だけは人がいるのですが、地方に人を持ってくるということはなかなか大変です。

そして企業も、実際に地方に来たときに、人材を確保できるのかと。それがやはり二の足を踏んでいるということだと思っています。

そこで、この南部町に合った形での林業などの企業が、以前ありました。実際にその場所まで案内をしましたが、最終的には場所が狭すぎました。

今、あそこは約1万坪ありますが、その約3倍ほしいということで、非常に残念だったのですが最終的には流れてしまいました。他にも、製造業ではありましたが、やはりとても南部町に合った形ではありませんでした。

ただ、この人材不足の中で、例えば物流関係ですと、すでに私のところに3件ありました。今まではえり好みをしておりましたが、やはり最終的にはそのような企業でもいいかなと思っています。

物流関係も昔と違いまして、そこそこの人材を確保できます。ですから、それも1つの方法ではないかなと思っています。

それから、先ほど退職者というお話がございました。私もシルバー人材センターの理事をやっていますけれども、確かにこの地域は、それに見合うだけの仕事もない、あったとしても市川とか増穂に行つての仕事ということですから、なかなか地元の皆さんは苦勞しているなと思っていますが、今後は極力、先ほど言いましたように、働ける場所を確保するためのことは、しっかりと皆さん方の意見を聞きながら努めていきたいなと思っています。

現状を言いますと、28年の出生数は、全国で98万人です。初めて100万人を割り、亡くなった方は130万人弱です。非常に急激なペースで人口減が進んでいますから、地方はどうするか、これは今後の課題ですが、それは皆さんとともに考えていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

1番、高橋茂広議員。

○1番議員（高橋茂広君）

なかなか大変な質問だったので、はっきりとお答えはいただけなかったかなと思っていますが、やはり企業誘致については大変なことなので、町民の皆さんにも意見を聞いてみるということも、ひとつの方法かと思います。

いい意見や情報がある可能性もありますので、ぜひ協働のまちづくりということを考えると、やはり町民の皆さんにも意見を聞くということも、重要なことではないかなと考えています。

また、昨年、かぐや会議でも言われましたが、町は情報の発信力が非常に重要になってくると思います。南部町でも情報の発信力ということに関しては、ちょっと足りないなと思っていますのでいろいろ試していただいて、情報の発信力に頑張ってもらいたいなと思っています。

最後に、1日も早い企業の誘致を町民の皆さんと希望し、私の質問を終わります。

○議長（望月將名君）

以上で、高橋茂広議員の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は、11時15分です。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（望月將名君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、4番、小泉昇一議員の質問を許します。

小泉昇一議員の質問は3問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

4番、小泉昇一議員。

○4番議員（小泉昇一君）

南部町の人口8,099人にふさわしくその歩幅に合わせ、慎重に平成39年を目安に第2次南部町総合計画を積極的に推進していますが、それに関連し、「水と緑が溢れるふれあい豊かな町づくり」の指針の中から、1点目は南部町内の環境整備、2点目は安定した人口の維持・少子化の克服、定住促進に対する提案、最後に、中部横断道開通2年遅れに合わせてと、質問を3つに分けて発言していきたいと思います。

最初の質問は、南部町で生活する町民の生活環境の整備についてであります。

合併して14年、厳しい財源の中で、発想豊かに、計画的に執行されている部分はありますが、日々の町民の利便性優先から忘れ去られ、見落とされている大切なものが取り残されていると思います。

町指定の天然記念物の維持管理はどうなっているのか。その状態や表示の立札・案内は、昔日の面影を残さず、歴史とともに成長してきた大木も、見苦しい様だけが寂しく存在しています。

今後、町の貴重な財産をどのように管理していくのか伺いたいと思います。

また、町内の防災関係の表示板やカーブミラーの表示、スクールバス運行協力表示板や河川利用の注意喚起等、過ぎゆく年月の中で、確認不能な状態です。

県や安全協会などが関係するものには早急に連絡し、対応してほしいと思います。河川の状態も、今までの大雨・台風の中で、荒れている山中から流れてきた土砂が堆積したままの状態です。防災を考察する見地からも危険な状態であります。

一流の田舎町を目指し、「水と緑が溢れるふれあい豊かな町づくり」のためにも、まずこのことから早急に着手することが急務だと思います。

○議長（望月將名君）

小泉昇一議員の質問が終わりました。

教育長および町長の答弁を求めます。

最初に、渡辺拓雄教育長。

○教育長（渡辺拓雄君）

はじめに、小泉議員のご質問の中に、天然記念物に対する維持管理と表示という内容がござ

いましたので、教育委員会の立場からお答えをいたします。

現在、町には県指定の天然記念物が6件、町指定の天然記念物が22件ありますが、教育委員会は所有者と連携を図りながら維持管理をしているところです。

その1つとして、生涯学習課の予算の中に文化財保護委託料として、文化財1件に対しまして年間5千円を所有者に交付し、大切な文化財の保護活動の支援をいたしております。

また、高額な保存や保護活動が必要になった場合には、文化財保存事業補助金としてその対象経費の3分の2を交付することになっております。

近年では、平成26年2月の大雪により被害にあった、内船八幡神社のイチョウとクスノキ75万円、井出八幡神社の社叢5万円などを補助し、枝等の伐採を行わせていただきました。

また、28年度には、南部区の妙浄寺のイチョウ41万5千円を補助し、枝打ちなどを行っております。

次に、表示板についてですが、今後、文化財の看板を調査する中で、内容の修正、看板の清掃、場合によっては新設または撤去等の検討も含めて実施いたしたいと思います。

最後に、教育委員会は、この貴重な財産である文化財を、町そして所有者とともに保護・保存していきますのでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（望月将名君）

次に、佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、教育長の回答に引き続き、町内にある各種案内板や表示板についてお答えいたします。

議員ご指摘のように、町内の各種表示板に旧富沢町の町章や名前が表示されていたり、倒れかけていたり、文字が消えていたり、風雨により汚れている等の表示板がありました。

表示板や案内板は、注意事項や施設の名称等が記載されており、町民や訪れる方にとっても重要なものでありますので、各担当課に町内の表示板等について調査させ、どのような状態なのか、それが必要なのか、町の管理なのかを洗い出し、取り替えが必要なもの、修繕が必要なもの、撤去が必要なもの等については予算化して対応することとし、町管理以外の県や国の表示板については、その管理者に対応を要望してまいります。

次に河川の関係ですが、町内には国管理の直接河川である富士川をはじめ、県管理の1級河川や町管理の準用河川などがあります。

議員ご指摘のように、河川内の土砂が堆積しているところや河床低下を起こしている河川など、近年の異常気象によりさまざまな荒廃した河川があります。

このような状況の中で、町では各区からの要望や町内の現状を注視しながら、河川管理者である国土交通省甲府工事事務所長や峡南建設事務所長へ、毎年、私と建設課職員とで住民からの声を訴えて少しでも早い対応の要望を行い、町においては、限られた予算の中で各区からの要望に対応しております。

今後も、国や県管理の河川における土砂の堆積等の対処については、強く要望してまいります。

以上です。

○議長（望月將名君）

教育長および町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

4 番、小泉昇一議員。

○4 番議員（小泉昇一君）

大変、前向きな回答をいただきまして安堵感を覚えておりますが、南部町に存在している大木については、裾野から来られた方、三島から来られた方も、その大木に触るだけでもパワースポットとして捉えて、ありがたく感謝しているという声もあります。

盆・正月に帰省する南部町で生まれ、他県で生活している人たちも、自分たちが見て育った大木に対して深い思い出もあると思いますので、維持管理をきちんと行っていただきたいと思います。

また、町長の回答にもありましたように、河川に堆積された土砂の関係ですが、虫が大量に発生することから、地区の住民が年に5回ぐらいの草刈りも実施しております。そのようなことも含めて対応していただきたいと思います。

○議長（望月將名君）

小泉昇一議員の1 番目の質問が終了いたしました。

次に、2 番目の質問を求めます。

4 番、小泉昇一議員。

○4 番議員（小泉昇一君）

続いて、次の質問に入ります。

若者の定住への思いやり対策についての提案です。

減り続ける人口減に対する対策ですが、自然の増減は別として、数字的には高校生が卒業する数字そのものの減少が現実です。

今、県では、ものづくり人材就業支援事業により、対象業種企業に就職し、県内で一定期間従事した場合、大学生の奨学金返還に対しての返還支援制度が実施されています。

南部町においても、南部町で生まれ、育ち、大学を卒業して南部町に住み、生活する条件を有する若者に、名目は別としても居住期待金を支給する制度を設けたらどうでしょうか。

また、同じように南部町で生まれ、南部町に居を構えようとする次男・三男、さらには遠く嫁いだ娘さんにおいても、南部町に居を構えようとする、そういった若者世代に町有林の材木を無償で提供し、固定資産税を5年間据え置き、子育て環境条件を整えることが、安定し得る人口とそれにつながる少子化対策になるのではないかとということで、私は提案していきたいと思います。

○議長（望月將名君）

小泉昇一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、小泉議員の2 番目の質問にお答えいたします。

まず、若者定住への思いやり対策として、高校や大学卒業後において本町に住み、生活することを条件に祝金支給制度を設立してはというご質問であります。現行では、祝金制度は考

えておりません。

本町では、現在、若者移住・定住化対策として、グリーンハイツ富士見への入居、宅地分譲地の売却など、本事業は順調に進捗していると認識しております。

過日、宅地分譲地においては4区画の契約が成立し、行政区や組への加入決定など、地域の方々の深いご理解とともに、地域からは若者加入者への期待など、地域との意見交換会も開催したところであります。

今後は、購入者による住宅の建設と併せ、町では引き続き分譲地の随時募集、グリーンハイツ富士見への入居再募集等を行っていくことになります。

私は、確かに、祝金支給制度も定住化対策の1つであるとは思いますが、祝金を多額な支給金、少額では意味がないものですから、給付することが総合的な見地から、その対策にふさわしい施策かどうか懸念されるところでもあります。

今後、若者の住宅への入居動向に注視するとともに、道路網の開通等を視野に入れ、移住・定住化促進対策をさらに考えていきたいと思っております。

次に、町有林木材提供関係の回答でございますが、南部町に住居を構える若者に対し、町有林の材木を提供してはということですが、現在、南部町では、新築またはリフォームする方に対し、商品券による助成を行っております。

この制度を構築する際、木材の現物支給による補助も検討しましたが、南部町森林組合の市場において流通している材を調査したところ、8割が国有林・県有林、または町外から搬出された材で、残りの2割が町内の民有林から搬出された純粋の町産材であることが判明したため、町産材による現物支給補助を見送ったという経緯がございます。

また、今回ご提案いただいた町有林の件ですが、現在、町有林という位置付けの山林は、実は存在しません。所有者は南部町の名義になっているところもありますが、これらは全て、財産区有林となっております。

財産区とは、管理会で組織された町の特別会計で運営されている富沢財産区、睦合財産区、大城平外二山恩賜林保護財産区、大日向外三山恩賜林保護財産区、独自に議会制を取っている栄財産区、内船財産区の計5団体があります。どの財産区も過去の町村合併の際、旧町村が所有していた町有林を新しくできた町の町有林にはせず、旧町村の地域の財産として残したもので、現在の南部町に権限はありません。

したがって、これらの山の材を利用するには、管理会および議会を通し、旧村地域の同意を得なければなりません。

また、同意を得られたとしても、ほとんどの財産区有林が山奥に存在しており、搬出が困難または搬出経費で赤字になってしまうのが現状です。

そうは言いまでも、現在の南部町の山林は、全体的に間伐の遅れや収穫期を迎えた山林が多く存在しており、今後、高齢級間伐や皆伐を早急かつ計画的に実施していくことが重要であり、このような提案は、今後の南部町の林業にとっても非常に重要なことであることも承知しております。

現在、南部町では森林経営計画を策定し、国庫補助事業と山梨県森林環境保全基金事業を組み合わせ、計画に沿って順調に間伐を進めているところでありますが、今後、財産区有林等も積極的に計画に取り込み、これにより出荷された町産材を今回ご提案のような新築の補助等に利用し、若者の定住対策等につながるような事業等も考えていかなければならないと思っております。

おります。

しかし、実現するには、搬出路網整備や材の搬出に対しての高率補助を要望するなど、現在の林業が抱えている問題を、一つひとつクリアしなければなりません。

伐採されたすべての材が効率的に出荷されるよう、今後、さらに国や県に働き掛けていきたいと思っております。

次に、固定資産税の件ですが、南部町に住所を構える若者に対する固定資産税の優遇措置をしたらどうかとのご質問ですが、新築家屋の固定資産税については、地方税法附則の規定に基づき、120平方メートルまでの面積分について2分の1の減額制度があり、一般新築住宅については3年間、長期優良住宅については5年間の減額を受けることができます。

また、固定資産税については、未利用の宅地および空き家など、納税義務者が本町の住民でない場合も多く、納税をお願いする側としては、本町居住の特定の者だけを優遇することは、税の公平性の観点から難しいかと考えています。

以上で、2番目の質問であります、若者の定住への思いやり対策についての答弁を終わりといたします。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

4番、小泉昇一議員。

○4番議員（小泉昇一君）

町長の回答の中で、前向きな回答もございましたが、非常に冷ややかな回答だということで残念に思っております。

私は、南部町で住んでいる高齢者を本当に支えているのは、若者世代だと思っております。

高校を卒業する生徒が、1人でも2人でも歯を食いしばって南部町で生活しようと、親の面倒を見ようという若者もいるわけです。

やはり、そういう人たちに、時の東京一極集中の国の政策に乗らずに南部町を守っている若者に対して、温かい手を差し伸べてあげるような、また励ますような、南部町に住むということに対しての居住期待金等を早急に前向きに検討してもらいたいなと思っておりますが、再度、そのことに関して伺いたいと思います。

○議長（望月將名君）

小泉昇一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

小泉議員のご質問にお答えいたします。

政治というのは、バランスであります。

高齢者がいて、若者がいる。一方を多くすれば、片方は当然、限られた範囲の中でなかなかうまくいかないものですから。

ところで、やはり若者というものは、これからの町を背負って立つ人たちですから、私とすれば、多くを若者のための支援策として行っていきたいなと思っております。

現在、山梨県内でも、若者に対するかなりの支援をしております。競争しております。

しかし、それが、最終的に町を運営していくためには、本当にそれでいいのかという思いを私はいつも持っています。

ですから、今後は、そのことに重きを置きながら、うまくバランスの取れた政治を行ってきたいなと思っております。

以上です。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

4番、小泉昇一議員。

○4番議員（小泉昇一君）

非常に厳しい財政状況だとは思いますが、やはり若者に対する思いやりを深めた支援を、金銭面でフォローすることができなかったら、アルカディアスポーツセンター体育館などの使用料を無料にするとか、何らかのアイデアがほしいと思っております。

いかがでしょうか。

○議長（望月將名君）

小泉昇一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

そうですね。

アルカディアスポーツセンターは、今までは町民と町外との差別がなくやっておりましたが、それではいけないだろうということで、今年4月から、町民には従来どおりにして、町外からの人たちの料金を上げました。

現在、多くの皆さんが利用しています。使用料は相当安い金額であることや費用対効果もあることから、これを無料ということは、なかなかそこまで踏み込めるかどうか難しいところもあります。

以上です。

○議長（望月將名君）

以上で、2番目の質問を終了いたします。

次に、3番目の質問を求めます。

4番、小泉昇一議員。

○4番議員（小泉昇一君）

「道の駅なんぶ」利用者に五感で感じるおもてなしについての質問であります。

今年、2月2日付の山梨日日新聞の論説の中で、「中部横断道の沿線の峡南地域は、特に人口減と過疎化が進んでいて、観光名所や特産品も少ないと位置付けながら、開通遅れの2年間の待ち時間の増加と捉えて生かせ」と向山記者は論じております。まさに十分な準備時間として考えるならば、利用者の立場を考えることが大切であると思っております。町民の多くに利用してもらう道の駅でありながらも、最大の経済効果は、中部横断道を利用してくれる人たちが立ち寄ってくれることです。

そのために「五感で感じる気配りのおもてなし」を基本に、行政と町民そして私たちが、お

のおの積極的な着想を出し合うことが必要だと思っております。

また、施設の運営管理は行政や商工会ではなく、他の運営管理会社が仕切るとのことですが、すでに決まっているのか。また、分かっているのなら会社名も伺いたいと思います。

そして、南部町に住み、生活することに誇りを持ち、出店したい、納品したいと熱望する町内業者を全て優先に周知徹底を図ってもらいたいと思います。

リベート等においても、あくまでも地元の人たちを優先にし、配慮ある望ましい安堵感のある数字で折衝してもらいたいということを強く願望いたします。

また、施設の近くには、コンビニエンスストアも開店するということですが、中部横断道開通と同時の開店なのか、それとも、地域住民のお店が少ないという要望に応える中で開通前に開店するのか、その情報も分かっている限り開示されたいと思います。

以上です。

○議長（望月将名君）

小泉昇一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、当施設の運営におきましては、利用者の立場を考えることが重要であり、経済効果が高まることにより、町全体のにぎわいや発展につながってまいりますので、道の駅なんぶの建設・運用については、知恵と経験を積みながら持続的に発展向上させる施設像を目標に取り組んでまいりたいと思っております。

対外的拠点施設として、町内外の人々が中部横断自動車道を味わい気に入っていただくこと、町内の生活拠点施設として町民の暮らしをサポートし、コミュニティーを醸成する多様な生活拠点にしていくこと。町の活力拠点施設として、道の駅なんぶで育成された活力が、町全体に波及する施設になることを基本コンセプトに考えております。

また、町外の人々に南部町の歴史や文化、魅力を伝える場で、町外からの来訪者との交流の場としても期待される施設であり、さらに、地域住民は道の駅なんぶの利用者であり、道の駅なんぶが長く愛され利用し続けられる施設となるよう、道の駅なんぶの取り組みが町の活性化に波及していく展開を促進しなければならないと考えております。

なお、補足であります。同施設内には本体施設と併せて防災棟を建設いたしますが、自然災害等で国道52号線が寸断された場合や中部横断自動車道への滞留者や帰宅困難者等への物資供給のための防災拠点施設として、広域的救援物資を受け入れる役割を兼ね備える施設いたします。

続いて、道の駅なんぶの運営に関わる指定管理会社であります。静岡県熱海市に本社を置く株式会社TTCを予定しておりますが、数次にわたる段階的な打ち合わせや協議を踏まえ、正式には議会の承認案件となりますので、今後あらためて議案として上程をさせていただくこととなります。

また、町の商工会やJA、町内農業生産者等における商品と販売の取扱いに関する事項等につきましては、今後、事業説明会を開催していきたいと考えておりますので、リベートなどの数字的な明言は申し上げることはできないことを申し添えまして、私の答弁といたします。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

4番、小泉昇一議員。

○4番議員（小泉昇一君）

道の駅なんぶよりも先に、中部横断道沿線では富士川町の道の駅がすでに運営しておりますが、納入業者等、非常にリベートが高いという泣き言も小耳にはさんでおります。どうか、納入業者を泣かせないことを考えた対応をしていただきたいと思います。

また、五感で感じる道の駅づくりというものは、やはり聴覚・視覚・嗅覚・味覚・触覚だと思っております。

非常に需要の多い新東名高速道路の富士川以西は、トンネルばかりです。完成後の中部横断道の新清水ジャンクションから乗り入れたときに、多くのドライバーが「またトンネルか」という形で走行してくると思います。

中部横断道の塩沢トンネルを抜け戸栗川橋梁を渡り、その先に見えるのは「道の駅なんぶ」の施設の屋根だと思えます。ドライバーの感覚として、少し窓を開けてみようか、そのときに漂ってくる香りは樹木の香りだと思っております。

中部横断道の法面には、非常に匂いのきつく人の心を誘うようなケシの花を植樹するとか、施設の周りには、昔、身延山の一部が学術参考林になったイタヤカエデを植えるとか、日本のどこでも目にするメタセコイアという樹木を植えて歓迎するとか、第三の特産物になり得るショウガを使ったジンジャエールのジュースを飲んでもらう、富士川の石を拾ってきて絵を描いてもらう、そんな五感で感じる道の駅を考えているのでしょうか。再度、伺いたいと思います。

○議長（望月將名君）

小泉昇一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

道の駅の運営を予定している株式会社TTCですが、私も何度か行きました。2週間前にも行きましたが、非常に素晴らしい経営内容です。私は大いに期待しています。

間違いなく、道の駅なんぶは、この沿線にある他の道の駅には負けないような施設になるかなと思っています。

また、周りの植樹等はこれからの検討課題になると思いますが、大いに期待されていいなと思っています。

やはり、この町を売りに出すには、やはりあそこが大きな拠点になる。それだけの思いで、私はこの事業に取り組んでいますから、そのへんはご期待してよろしいかなと思っています。

以上です。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

4番、小泉昇一議員。

○4 番議員（小泉昇一君）

ただいま町長が話されましたように、町長を含め行政の皆さん、そして私たち全ての住民が注目している道の駅です。ともに、素晴らしいアイデアを出し合って道の駅づくりに力を注いでいきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（望月將名君）

以上で、小泉昇一議員の一般質問を終了いたします。

次に、6 番、市川強議員の質問を許します。

6 番、市川強議員。

○6 番議員（市川強君）

集落支援員と地域おこし協力隊について。

総務省の事業に地域力の創造、地方の再生があり、その中に集落支援員と地域おこし協力隊の事業があります。

集落支援員とは、地方自治体が地域の実情に詳しい人材で、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材を集落支援員として委託。集落支援員が集落への目配りとして集落の状況把握、集落点検の実施、住民と住民、住民と市町村の間での話し合いの促進等を実施など、現在の区長制度とかぶるところもありますが、この制度の素晴らしいところは、支援員1人当たり、活動と経費などを合わせて年間350万円を上限に特別交付税措置されています。

この制度は、平成20年度の開始時は77の自治体、2,199人の支援員から始まり、昨年28年度は281の自治体、4,434人の支援員の実績があります。

この制度を旧村単位に4人ほど配置して、区長は1年ごとに交代しますが、区長の中にはとても優れている人材もおりますので、支援員に指定することで地域の声に出ない意見を吸い上げることなど、少しは住みよい町に近付けると思います。

次に、地域おこし協力隊とは、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域活動を行ってもらい、定住・定着を図り、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域の維持・強化を図って行くことを目標にした、総務省が平成21年度より開始した事業です。

簡単に言いますと、地方自治体が募集を行い、地域おこしや地域の暮らしに興味がある都市部や政令指定都市の住民を受け入れ、地域おこし協力隊員として委嘱します。

地域には、地域ブランド化や地場産業の開発・販売・プロモーション、都市住民の移住・交流の支援、農林水産業への従事、住民生活の維持のための支援など、地域協力活動に従事してもらい、併せて隊員の地域への定住・定着を図ります。一連の活動を通じて、地域力の維持・強化を図っていくことを目的としています。

なんと、この事業には総務省から隊員1人につき、報償費等として年間200万円、活動費等として年間200万円を上限として、合計400万円を地方自治体に対して特別交付税措置があり、隊員最終年度か任期後1年の間、隊員の起業に要する経費について、地方自治体が支援を行った場合、100万円を上限に国の支援が上乗せされます。隊員の年度は1年以上3年以下ですが、3年を超えても活動は可能です。

総務省の隊員の対象として、地方自治体から委嘱状の交付等による委嘱を受け、地域協力活動に従事する者であること。

2番目に、委嘱にあたり、地方自治体が、その対象者及び従事する地域協力活動の内容等を広報紙やホームページ等を活用して公表していること。

3、地域協力活動を行う期間は、おおむね1年以上3年以下であること。

4、生活の拠点を3大都市圏等から、過疎・山林・離島等の地域に移し、住民票を異動させた者であること。

と定めていて、委託の方法・期間・名称等は、地域の実情に応じて地方自治体が対応できます。

山梨県においては、28年度は27市町村のうち18市町村で実施。町は8町村のうち3町が対応できず、そのうち昭和町は、過疎・山林地域などとは程遠く対象外。富士川町は、27年の議会において検討していくとのことでありました。残った町は、我が南部町しかありません。

地方自治体は、国の施策や事業を慎重審議して見極め、実施していく必要があります。そのようなことが欠けているように思われます。

平成29年度の総務省の募集は終わり、30年度の締め切りも迫っています。今まで9年間、なぜこの事業を実施しなかったのか。30年度はどのように考えているのか、町長に問います。

○議長（望月将名君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、市川議員の質問にお答えいたします。

まず、集落支援員についてであります。この制度は総務省において平成20年度に創設され、その後、平成25年に総務省より過疎地域等における集落対策の推進要綱が通知され、その中で過疎地域に所在する集落において、集落点検の実施や住民等の話し合いなどの集落対策に従事する集落支援員の設置が詳細に示されたところであります。

これを受け、本町においても、南部町集落支援員設置要綱を平成26年度に制定し、要綱では支援地域は行政区と同じ25地域、任期は1年、集落支援員の職務は、町と連携し集落点検による集落の現状把握、集落維持や活性化に関すること、集落の防災に関する必要な業務などに従事してもらうことを定めました。

さて、国の要綱において、集落支援員には、農山村の状況や集落の状況に関する知識を有する者、つまり、地域の実情に詳しい方が適していることが示され、自治会長等の兼務も可能となっております。

そこで、協議・検討した結果、南部町では、今までも集落点検を実施し町への要望箇所の取りまとめや防災に関する知識の習得、地域への周知等を行っている区長が最も適していると考え、4月の初区長会で区長を委嘱する際、集落支援員を兼務という形で25人の方に委嘱させていただいております。

また、国の要綱では、財政支援として集落支援員1人当たり350万円、自治会長等が集落支援員を兼務する場合には40万円を上限に、特別交付税での財政措置を講じることになっています。

このため、特別交付税のヒアリングの際、本町の区長は、区長・組長等に関する条例に規定されている町からの事務連絡、調査等の住民への周知徹底だけでなく、集落点検による集落の

現状把握や図上訓練などによる集落の防災に関する必要な業務、これらについての話し合いなどを行っていること等を強く申し出て、特別交付税での財政措置を求めましたが、南部町は今までの区長業務を集落支援員に置き換えたという判断を下され、特別交付税の措置は受けられませんでした。

議員から、集落支援員を旧村単位で4人ほど配置したらどうかというご提案がありましたが、やはり、その地域の実情に詳しく、細やかにその地域の意見を収集できるのは、地域から選出された区長であると考えております。

また、区長兼務ではなく、選任で集落支援員を設置した場合、通常の区の会議などのほかに、専任の集落支援員が実施する会議や調査などが発生し、区民への新たな負担が懸念されます。

このようなことから、国の財政措置は難しいかもしれませんが、専任の集落支援員ではなく、今までどおり、地域から選出された区長に集落支援員を兼務という形でお願いしたいと考えています。

次に、地域おこし協力隊制度を活用した事業推進についてのご質問ですが、地方創生事業の一環として、都市部の若者等が過疎地域に移住しながら一定期間、地場産品の開発、農林水産業への地域協力活動を行いながら、地域に定住・定着を図ることを目的に創設されておりますが、協力隊員の円滑かつ有意義な地域協力活動のためには、隊員を受け入れる地方自治体による受け入れ対策やサポート体制の構築が不可欠であります。

一方で近年、協力隊員を新たに受け入れる地方自治体が増えていることも事実であります、半面、課題点や問題点、改善点が多く出てきていることも事実であります。

地域おこし協力隊員の活動は、地域住民との信頼関係があって成り立つものであり、この信頼関係を損ねることのないよう、協力隊員の服務規定や活動規律を十分に確保することが必要となります。

協力隊員は、それぞれにおいて大きな決断をして移住し、慣れない生活の中、地域協力活動に従事することとなりますので、受け入れる地方自治体は受け入れ地域とのつなぎなど、受け入れ自治体・受け入れ地域・隊員、三者の思いを共有することにより本事業が展開され、円滑化が図られるものであると思っております。

また、協力隊員受け入れのため構築化を図るためには、その留意点としまして、地域おこし協力隊員の募集に関すること、協力隊員の任用、勤務条件に関すること、地方公務員法・地方自治法など関係法令に関すること、協力隊員の服務規律・活動規律の確保に関すること、協力隊員のサポートデスクに関すること、協力隊員の研修や交流会の機会とその提供に関すること、自治体内における制度趣旨の理解や部署連携体制の構築に関すること等々、細部にわたる事業展開のための受け入れ体制を整備していかなければなりません、私は、協力隊員が定住に至るまでには、総合的見地から長い年月を要するだろうという懸念も感じております。

もちろん、地方自治体として地域おこし協力隊制度は、若者を中心とした移住・定住・定着化促進事業として捉えておりますので、今後も国のガイドライン等に注視し、地方創生事業促進化に向けた関連事業も踏まえた中で、必要と思われる事業施策については、その展開を前向きに実行していきたいと思っております。

私は、本町と他町との違いは、静岡県との県境に位置することから地理的条件が良いと捉えており、2年後の中部横断自動車道の開通、平成34年度頃に完成予定の新々富士川橋の開通、国道52号線雨量規制の解除など、道路網の促進事業が実を結びつつある状況下でありますの

で、今後は、本町出身者のＵターンや近県からの移住・定住化対策に目を向けたほうが、効率が良いと考えております。

以上です。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

6番、市川強議員。

○6番議員（市川強君）

ちなみに、市川三郷町は26年度1人、27年度1人、28年度1人。早川町は26年度1人、27年度2人、28年度1人。身延町は28年度3人。小菅村に至っては、23年度が6人、24年度が6人、25年度が9人、26年度が5人、27年度が10人、28年度9人の実績があります。

27年3月末の3年の任期が終了した隊員の状況は、男624人、女321人。そのうちの20代・30代が男72%、女85%。

任期終了後に6割の隊員が同じ地域で定住しています。起業は、そのうちの17%、就業・就農は65%。

募集等に要する経費、1団体当たり200万円の上限の国の負担。地域おこし協力隊には、自身の才能・能力を生かした方と、理想とする暮らしと生きがいの発見。地域には斬新な視点、よそ者、若者、協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える。地方自治体には、行政ではできない柔軟な地域おこし策、住民が増えることによる地域の活性化。

例えば、お茶の栽培、育成の補助、森林育成、間伐補助、新しい観点からの地場産業おこし、シカのジビエを使ったレストラン開店、千歳屋の幻のクッキーの試作可能な人材、また、ウェブデザイナーによる魅力的なホームページにより、現在、貧困的なふるさと納税を飛躍的に大きな寄附ができるかもしれません。例えば、空き家の体験宿泊などを付けることも考えられます。

そのようなことを、受け入れる側の地方自治体と協力隊員では、違ったメリットを得ることができます。

まず、協力隊員を受け入れる地方公共団体のメリットとして、行政側ではなかなか行うことのできなかった細かな地域おこしまで行ってもらえる点。さらに、今まで思いつくことのなかった地域おこし策を地域外から来た人の目線をつくってもらえるので、新しいアイデアが出やすく地域の発展にもつながりやすくなります。

また、協力隊の任期が終わった人も、その地元で定住している人はおよそ6割。人口が増えることによって活性化も進むのです。地域のメリットとして、やはり協力隊による新しい風が考えられます。

地域の人は、その土地に長く居過ぎて何が魅力なのか分からず、うまくPRすることができない。そのようなケースがよく見かけられます。地域おこし協力隊によってその魅力を引き出し、アピールすることができます。

一方で、協力隊に参加することによって、地方ならではの生活や活動を行うことになりませんが、今まで気付かなかった自分の新しい一面が見えてくることも多く、自然や人と触れ合うことで人間力や生活力を高めることができるという魅力があります。

地域にＩターンすることが、地域おこし協力隊の制度の目的です。現実には他市から入ってきても、なかなかなじめるものではありません。サポートする人材が必要になります。

そこで、集落支援員に協力を仰ぎ、サポートしてもらえれば、一層、なじみやすい対象になるでしょう。１カ所に働いている公務員の人たちには、ちょっと分かりにくいと思います。狭い視野のまま見ていて、広い視野を持って行政は行わないと、今のままではさらに衰弱していきます。

市町村の懐は痛まず、都市部から人材の移住・定住が図れる、かつ地域づくりに活用できるという制度があるのに使わない市町村があれば、それは問題外です。

町長に問います。

○議長（望月将名君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、今のご質問にお答えいたします。

地域には、それぞれ事情があります。そして、今この町内の中でも、表には出ていなくても、やはり支援員となるような人たちが実際に活動しております。

特に、昨年、フェリス女学院大学や跡見学園女子大学が、いろいろな提案をさせていただきました。

それをもとに、我が南部町でも、それを実際に事業活動に起こそうという、そんな動きも伝わっております。

ですから、私、先ほど申しましたように、南部町が受け入れないのではないのです。それは十分、その前向きな形では持っています。

ただし、それぞれ事情があるから、他の自治体では何人来た、それはあくまでも数字であって、本当にそれが実際のところ効果があるかどうか、それはまた別問題だと思っています。

ですから、基本的に受け入れ体制は十分にあります。今後もしもご提案いただければ、また町としてもその体制を取っていきたいと思っています。

以上です。

○議長（望月将名君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

６番、市川強議員。

○６番議員（市川強君）

今の答弁に受け入れ体制はあるということですが、２９年度は間に合いませんが、３０年度に向けて前向きな施策を行っていただきたいと思っています。

１００％国から補助金が出るのに、なぜ使わないのか。そこをちょっと聞きたいです。

○議長（望月将名君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

特に今、これに限らず、国からひも付きの事業が来ます。何%出してあげるからやってくださいよと。ところが、それは一過性であって、次は当然、町がそれを見なければならぬ。すべて受け入れればよいというものではないのです。

ですから、私はいろいろなものの受け入れ体制に対しては、非常に慎重にやります。全て各課との相談の上でやります。

何でも、こうやっていいという意見はありますが、簡単にそれを受け入れたら、先ほど言ったようなことも起きますから、本当に必要であるならば積極的に行います。

以上です。

○議長（望月将名君）

以上で、市川強議員の一般質問を終了いたします。

これで、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日7日、水曜日には2日目の本会議を開きます。

内容は、現地視察であります。

午前9時開議となりますので、午前8時45分までに議員控え室にご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午後12時14分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成29年6月6日

南部町議会議長

望 月 將 名

会議録署名議員

仲 亀 佳 定

会議録署名議員

森 田 守

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

小 倉 弘 規

平成 2 9 年

南部町議会第 2 回定例会会議録

6 月 7 日

平成29年南部町議会第2回定例会（第2日目）

議事日程（第2号）

平成29年6月7日
午前9時00分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開議
3. 日程報告

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

日 程 第 2 現地視察

4. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番	高 橋 茂 広	2番	若 林 良 一
3番	望 月 光 彦	4番	小 泉 昇 一
6番	市 川 強	7番	遠 藤 光 宣
8番	仲 亀 佳 定	9番	森 田 守
10番	堀 之 内 可 和	11番	望 月 藤 一
12番	望 月 將 名		

5. 欠席議員（1名）

5番 若 林 一 明

6. 会議録署名議員

10番	堀 之 内 可 和	11番	望 月 藤 一
-----	-----------	-----	---------

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（2名）

福祉保健課長（兼） 遠藤良彦 建設課長 若林邦治
地域包括支援センター所長

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長 小倉弘規

開議 午前 9時00分

○議長（望月將名君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成29年南部町議会第2回定例会、2日目の会議を開きます。

本日、5番 若林一明議員より、会議規則第2条の規定により、欠席の届けが提出されておりますので報告いたします。

ただいまの出席議員は、11名で定足数に達しておりますので、平成29年南部町議会第2回定例会、2日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

○議長（望月將名君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、10番 堀之内可和議員および11番 望月藤一議員の両名を指名いたします。

○議長（望月將名君）

日程第2 ただいまから、現地視察を実施いたします。

本日の視察場所は、お手元にお配りいたしました現地視察日程表のとおりであります。

ただちに現地に向かいますので、準備をお願いいたします。

《現地視察》

○議長（望月將名君）

現地視察が終了いたしました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は、明後日9日 金曜日、午前9時30分より3日目を開きます。

議員の皆さまは、午前9時までに控え室へご参集くださるようよろしくお願い申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午後12時42分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成29年6月7日

南部町議会議長

望 月 將 名

会議録署名議員

堀 之 内 可 和

会議録署名議員

望 月 藤 一

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

小 倉 弘 規

平成 2 9 年

南部町議会第 2 回定例会会議録

6 月 9 日

平成29年第2回南部町議会定例会（第3日目）

議事日程（第3号）

平成29年6月9日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ

2. 開議

3. 日程報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 提出議案に対する質疑・討論・採決

議案第31号 南部町工場立地法地域準則条例の制定について

議案第32号 南部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 南部町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第1号）

議案第35号 平成29年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第3 議員派遣の件について

日程第4 閉会中の継続調査について

4. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番	高橋茂広	2番	若林良一
3番	望月光彦	4番	小泉昇一
6番	市川強	7番	遠藤光宣
8番	仲亀佳定	9番	森田守
10番	堀之内可和	11番	望月藤一
12番	望月將名		

5. 欠席議員（1名）

5番 若林一明

6. 会議録署名議員

1番 高橋茂広 2番 若林良一

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（25名）

町 長	佐野和広	教 育 長	渡辺拓雄
代表監査委員	若林泰文	会計管理者 (兼) 出納室長	古屋秀樹
総務課長	望月哲也	財政課長	青木司
企画課長	望月一弥	税務課長	望月一希
交通防災課長	稲葉芳幸	子育て支援課長	近藤勝
福祉保健課長 (兼) 地域包括支援センター所長	遠藤良彦	住民課長	四條理恵
建設課長	若林邦治	水道環境課長	小池治男
環境センター所長	新井稔	健康管理センター所長	望月浩
デイサービスセンター所長	佐野勝	アルファセンター所長	滝基成
学校教育課長 (兼) 学校給食共同調理場所長	市川隆	生涯学習課長 (兼) 公民館長・文化館長 (兼) アレクシアスポーツセンター所長	梶原猛
財政課課長補佐	佐野彰紀	交通防災課課長補佐	佐野武人
福祉保健課課長補佐	渡辺基	産業振興課課長補佐	望月一臣
水道環境課課長補佐	青木正和		

8. 職務のために議場に参加した者の職氏名（1名）

議会事務局長 小倉弘規

○議長（望月將名君）

皆さん、おはようございます。

第2回定例会3日目にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、一昨日の現地視察、大変ご苦勞さまでした。

年度が始まって間もなく、町内の普通建設事業も動き出したばかりのため、今期定例会の現地視察は、ネクスコ中日本清水工事事務所・南アルプス工事事務所のご協力により、中部横断自動車道新清水ジャンクションランプ橋工事の進捗状況を視察してまいりました。

膨大な予算と壮大なスケールで進められている工事に、あらためて驚くとともに、関係者の早期完成にかける熱い思いに、議員一同、感銘を受けました。

全線開通が2年遅れるといわれている中、新清水ジャンクションから南部インターチェンジまでの工程は、1年程度の遅れであるとのことでした。

今後の工事が順調に進捗し、1日も早い全線開通を強く願うところです。

先月22日の臨時会では、南部インターチェンジに隣接する「道の駅なんぶ」建設工事請負契約の締結を議決いたしました。高速道路網の活用を見据える中で、南部町の発展につながる確かな町づくりの推進が望まれるところです。

また、住み慣れた地域で1日でも長く暮らすことができるよう、地域包括ケアを推進するための拠点施設として、今年度開設された万沢ふれあいセンターも視察し、地域の高齢者の健康と介護予防を増進するための取り組みについても確認できました。

団塊の世代の方々も、いよいよ70代へ差し掛かり、高齢化社会のピークも目の前に迫ってきております。介護予防を増進するためにも、ふれあいセンターの積極的な活用と地域拡大が重要であることを痛感したところであります。

それでは、本日が最終日になるかと思いますが、慎重な審議をお願い申し上げるとともに、円滑なる議事進行に格段のご協力をお願い申し上げまして、3日目のあいさつといたします。

ただいまから、平成29年南部町議会第2回定例会、3日目の会議を開きます。

本日、5番 若林一明議員より、会議規則第2条の規定により、欠席の届けが提出されておりますので報告いたします。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、平成29年南部町議会第2回定例会、3日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（望月將名君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、1番 高橋茂広議員および2番 若林良一議員の両名を指名いたします。

○議長（望月將名君）

日程第2 提出議案に対する質疑・討論・採決を行います。

はじめに、質疑を行います。

質疑は、議案第31号から議案第35号まで、順次行います。

最初に、議案集5ページをお開きください。

議案第31号 南部町工場立地法地域準則条例の制定について、質疑はありませんか。

9番、森田守議員。

○9番議員（森田守君）

工場立地法で規定しました敷地面積9千平方メートル、建築面積3千平方メートル以上の工場を対象とし、緑地面積率と環境施設面積率を緩和する条例制定権限が町村でも認められまして、本町では緑地面積率5%以上、環境施設面積率は10%以上とするなど、初日の議会で説明があったところであります。

緑地面積率と環境施設面積率の下限を、例えば、さらに5%以上を2%ないし3%とか、町村が独自ですることは可能でしょうか。

と言いますのは、6月6日の山日新聞に、市川三郷町では6月5日の町議会定例会へ条例を提出し、可決されれば県内の町村でも初めての条例制定等、あたかも市川三郷町だけのこのように捉えがちなような内容でしたが、本町の条例では、従来の面積率と比べてもかなり緩和されていると思いますので、これは対象となる企業が来てくれることを期待いたしますが、規模のこともありますので難しいと思いますが、これからの企業誘致活動にもPRをしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（望月將名君）

望月企画課長。

○企画課長（望月一弥君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の面積率の下限率を、さらに町独自で下げることが可能かどうかというご質問でございますが、これについては、最低の下限率が5%ということになっております。本町においては、国の範囲の中で最低限の率を定めていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

2点目の、これからの工場誘致活動にもPRをということですが、今定例会で議決されたならば、今後、企画課において企業誘致を進めていく中で、PRを十分していきたいと思っております。

なお、市川三郷町の話が出ましたが、経過をお話しさせていただきますと、まず、国から都道府県あるいは政令指定都市へ移譲されております。

さらに、平成23年の法律改正によりまして、都道府県、政令指定都市から市へ移譲されており、平成29年4月1日の法律改正によりまして、さらに町村へ移譲が拡充したということで、県内の市におきましては、南アルプス市、平成29年3月の議会におきまして都留市が議決されております。

今回、南部町、身延町においてこの条例が上程されておるということで、市川三郷町については私の情報不足でしたが、峡南地域が最初にこの条例に踏み切っているということが考えられます。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第31号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集8ページをお開きください。

議案第32号 南部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

10番、堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和君）

個人情報の関係条例であります。個人情報の定義といいますか、漏えいを防ぐという意味でこういう条例が出てきていると思いますが、たぶん公務員に当てはまると思いますが、知りえた秘密を漏えいした場合には、罰則規定はありますか。

○議長（望月將名君）

望月総務課長。

○総務課長（望月哲也君）

それでは、堀之内議員のご質問にお答えいたします。

まず今回、ご提案させていただきました個人情報保護条例と特定個人情報の条例の違いでございますが、個人情報保護条例につきましては、地方公共団体が取扱う個人の氏名・生年月日・性別などの取扱い方法を定めた条例でございます。

特定個人情報保護条例といいますのは、町でマイナンバーを含む情報を特定個人情報といいます。その関係で今回の改正をさせていただいたわけですが、まず個人情報保護条例の関係による罰則につきましては、職務上、知り得た秘密を漏らした場合は、1年以下の懲役、30万円以下の罰金という規定がございます。

なお、特定個人情報保護条例につきましては、国や地方公共団体など幅広く提携するシステムでございますので、国の法律で定められておりまして、例えば、秘密を漏らした場合には3年以下の懲役、150万円以下の罰金という規定になっております。

なお、ほかにも罰則規定はございますが、漏えいにつきましてはこのような罰則が設けられております。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

9番、森田守議員。

○9番議員（森田守君）

堀之内議員と重なるところもあるかもしれませんが、この条例の一部改正ですが、第2条の定義、第4条の利用目的の明示、第10条の個人情報ファイルの保有等に関する届出、第14条の保有個人情報の開示義務、第15条関係の部分開示、これらの一部改正におきまして、町の実施機関や個人にとって、メリットと言いますか、どのような影響があるのか。

それから、この一部改正に伴うシステムの改修等は必要になるのか。

以上、2点をお伺いします。

○議長（望月將名君）

望月総務課長。

○総務課長（望月哲也君）

それでは、森田議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回の条例改正でございますが、民間事業者の提案を受けて、行政機関において適切に審査し、提案事業者と個人情報の利用契約を締結し、行政機関が保有する個人情報を氏名等は削除しまして、個人を識別できないように加工した情報、これは匿名加工情報といいます、これらを作成しまして、企業に対してその情報をもとに、新たな産業がもしできるのならそれに役立ててほしいということで、産業の創出という面からこのような条例改正が出されたわけでございます。

例えば、国立病院の医療データを加工しまして、患者の診療方法などを企業が活用できるという、このようなことも考えられるということでございます。

また、具体的には、始まっていないので何とも言えませんが、そのようなことが考えられるということでございます。

今回の改正でございますが、個人情報が3つに明確化されたということでございます。

実施機関としましては、明確化されたことによりまして、情報の利用目的もしっかりできるようになるのではないかと思います。

また、個人にとって、この条例は個人情報を保護するという観点でございますので、個人に対してメリットとか、そういうものは考えられないと思います。

なお、町で現在、指紋や声紋等の個人識別符号といいますか、そのようなものは考えておりませんので、システム改修ということは今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第32号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集11ページをお開きください。

議案第33号 南部町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第33号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

議案第34号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

質疑は、全ての会計において事項別明細書により行います。

歳入歳出一括で質疑はありませんか。

9番、森田守議員。

○9番議員（森田守君）

9ページの歳入、県支出金であります、農林水産業費県補助金610万3千円、13ペー

ジの支出の農業振興費の中山間地域総合整備事業の委託料と関連があると思いますが、これにつきましては、当初予算では補助金、業務委託料とも計上されておりませんでした。6月の補正予算で計上された経緯といいますか、理由を伺います。

○議長（望月将名君）

産業振興課課長補佐、望月一臣君。

○産業振興課課長補佐（望月一臣君）

それでは、森田議員のご質問にお答えいたします。

昨年度から、中山間地域総合整備事業において、圃場整備が始まっております。

成島地区は昨年度に予算計上しましたが、本年度は本郷地区と南部工区になります。

この2地区につきまして換地委員会というものを設け、その委員会の経費と調査委託に対する県補助金が交付されますので、予算計上させていただきました。

以上です。

○議長（望月将名君）

他に質疑はありませんか。

10番、堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和君）

9ページであります。14款国庫支出金、5目土木費国庫補助金であります。今回984万8千円の減額ということですが、このへんの事情を説明してください。

○議長（望月将名君）

若林建設課長。

○建設課長（若林邦治君）

堀之内議員のご質問にお答えいたします。

今回の社会資本整備事業費補助金の減額であります。今年度に予定しております道路改良、橋梁点検および橋梁長寿命化事業については、昨年の6月に今年度の要望を出しておりました。

3月31日付で国から内示があり、その内示額が減額されているということから、984万8千円の減額といたしました。

以上です。

○議長（望月将名君）

他に質疑はありませんか。

10番、堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和君）

国庫補助金は減額ということですが、歳出を見ますと、事業費そのものは減額されていませんが、このへんの事情といいますか、補助金が減った場合には、補助率が決まっているから、全体の数字も減ってくるのが普通だと考えております。

また、起債の状況がどうなっているのか。

内示額が申請額よりも減った場合には、当然、事業費そのものも減るのではないかと。こういことが普通の解釈ですが、そのへんの事情を説明してください。

○議長（望月将名君）

若林建設課長。

○建設課長（若林邦治君）

堀之内議員のご質問にお答えいたします。

補助金が減るなら、事業費を縮小するのではないかという質問ですが、起債という話も出ましたが、3月31日に内示があった段階で、財政課と協議しました。

事業費を減らしてしまうと、逆に一般財源の起債適用ができなくなり、事業費を減らすことにより、一般財源が多くかかってしまうということで今回の補正としております。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

10番、堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和君）

ピンとこない説明でありましたが、補助金が減った分を起債対応するから、それでいいのではないかというようなニュアンスに聞こえましたが、起債は町の借金です。

起債については、70%の元利償還がありますが、残りの30%はどうかと言えば、やはり町の一般財源ということで、やはり補助金が減るということは一般財源が増えるという解釈を私はしますけれども、そのへんの状況を財政課長からお願いいたします。

○議長（望月將名君）

青木財政課長。

○財政課長（青木司君）

それでは、堀之内議員のご質問にお答えいたします。

補助金が減るのなら、事業量も減らしたほうが町にとってはいいのではないかということですが、今回の道路整備につきましては、道路構造上の要件がございまして、有効幅員が4メートル以上、道路延長が100メートルを超えなければ起債の対象にならないという原則がございます。

起債は町の借金ですので増えますが、補助金をいただくために起債を増やし、この事業に対応したものでございます。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

10番、堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和君）

事業費が減れば、100メートル以下の事業になってしまうと。そういう意味ですか。

減った場合には何メートル。今は何メートルということを説明してください。

○議長（望月將名君）

青木財政課長。

○財政課長（青木司君）

現在のメートル数は分かりませんが、事業量を減らせば100メートルを切ってしまい、100メートルを超えなければ補助金がいただけないということですので、建設課と協議し、起債対応としました。

○議長（望月將名君）

これについて、若林建設課長、補足説明をしてください。

○建設課長（若林邦治君）

堀之内議員のご質問に対して、補足説明をさせていただきます。

一昨日、現地視察をしていただいた現場ですが、現時点で105メートルほどを計画しています。

私の説明で、延長100メートルという言葉が入らなかったものですから、分かりづらかったかなと。

今の補助金ベースで事業費を削減してしまいますと、簡単に平均単価でいきますと、半分のような事業費になってしまいますので、そうすると起債適用ができないという状況でございまして、財政課と協議をした結果、そういう形で事業執行していきたいと考えております。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第34号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

議案第35号 平成29年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

6番、市川強議員。

○6番議員（市川強君）

11ページ、3款地域支援事業費の需用費、37万8千円ですが、警報器関係の修繕ということで分かりますが、一昨日の現地視察で、ミニデイが2日から3日になると、増えたことはいいいのですが、職員が2名から3名になっていましたね。

職員2名が迎えに行っているときの電話当番等と言いましたが、今500円も出せば転送電話というのがあり、不用なんですよ。そのために富沢デイサービスの職員が1人行って、そうすると富沢デイサービスのほうはどうなるのですか。

それと、カラオケシステムについてですが、これがネットにつながっているといいますか、回線につながっているんですよ。利用者が利用するカラオケというものは、新しい曲は必要ないんです。古い曲で、昔の曲でいいんです。DVDで2千円とか出すと、もう10曲とか20曲入っています。毎月何万円もカラオケシステムに追加するということは、ちょっとおかしいと思います。当初の説明、2名で運用するという話と違うものですから、最初から計画を立てるときに、もうちょっと詰めて計画を立てないと、まずいのではないですか。

○議長（望月將名君）

6番議員に申し上げますが、ただいまの発言は、補正予算に関連する質問ではありませんので、職員数についての質疑のみ許可します。

これについて、遠藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（兼）地域包括支援センター所長（遠藤良彦君）

6番、市川議員のご質問にお答えいたします。

当初2名という体制でお話をさせていただいたと思いますが、どのくらいの人数が利用するかということで、5名程度という話をしたかと思いますが、これが実際に調べましたところ、今、9名ぐらい、登録は13名ですが、1日7名から8名来るという中で、とても2名では対応できないということが分かりまして、当初、3人目の方は兼務でございましたけれども、どんなところがあるか分からないということで、3名体制としたところでございます。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

9番、森田守議員。

○9番議員（森田守君）

11ページ、1款総務費、一般管理費の委託料であります。システム改修委託料は当初予算には計上されていなかったと思いますが、6月補正予算で計上されるということは、当初には計画がなかったのか。そのへんの経緯についてお伺いします。

○議長（望月將名君）

遠藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（兼）地域包括支援センター所長（遠藤良彦君）

9番、森田議員のご質問にお答えいたします。

まず、このシステム改修委託料の内容でございますが、介護保険制度の改正ということで、高額介護サービス費の見直しにかかるシステム改修でございます。

介護保険のサービスを利用しますと、利用者はかかった費用の1割または2割を負担しますが、この負担が高額になった場合、家計を圧迫して必要なサービスを受けられなくなることを防ぐために、医療費と同様に利用者の負担の上限が定められております。

所得によって4区分に分かれておりますが、そのうち一般世帯、住民税課税世帯の方の月額上限を現行で3万7,200円ですが、4万4,400円に引き上げるということに制度改正がされました。

施行日は本年8月1日からでありまして、その改正に対応するシステム改修であります。

当初予算に計上できなかったのかということですが、制度改正の概要につきましては昨年12月末に示されておりましたが、具体的詳細な内容につきましては4月に入って計算センターよりシステム改修の細かな説明があったことから、今回計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第35号についての質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

まず、議案第31号から議案第33号までの条例の制定および一部改正の3件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第31号から議案第33号までの討論を終結いたします。

次に、議案第34号および議案第35号の補正予算2件について、一括で討論いたします。
討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第34号および議案第35号の討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は1議案ごとに順次行います。

まず、議案第31号 南部町工場立地法地域準則条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第31号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第32号 南部町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第32号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第33号 南部町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第33号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第34号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第34号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第35号 平成29年度南部町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、議案第35号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（望月將名君）

日程第3 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります資料のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

○議長（望月將名君）

日程第４ 閉会中の継続調査についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第７５条の規定に基づき、平成２９年第３回定例会の会期の決定、所管事務研究および調査等について、お手元にその申出書の写しが配布されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、委員会の所管事務等について、議会閉会中の委員会開催については決定されました。

お諮りいたします。

以上で、今期定例会に付議されました議案は、全て議了いたしました。

よって、会議規則会議規則第７条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日で閉会とすることに決定いたしました。

平成２９年南部町議会第２回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にご参集ください。

閉会 午前１０時１２分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成29年6月9日

南部町議会議長

望 月 將 名

会議録署名議員

高 橋 茂 広

会議録署名議員

若 林 良 一

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

小 倉 弘 規